

西海市立西海中学校いじめ防止基本方針

西海市立西海中学校(H30.5.15改訂)

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方針

いじめは、「どの子ども、どの学校にも起こりうるもの」「人間として絶対に許されない卑怯な行為」であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりではなく、その生命、または心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。

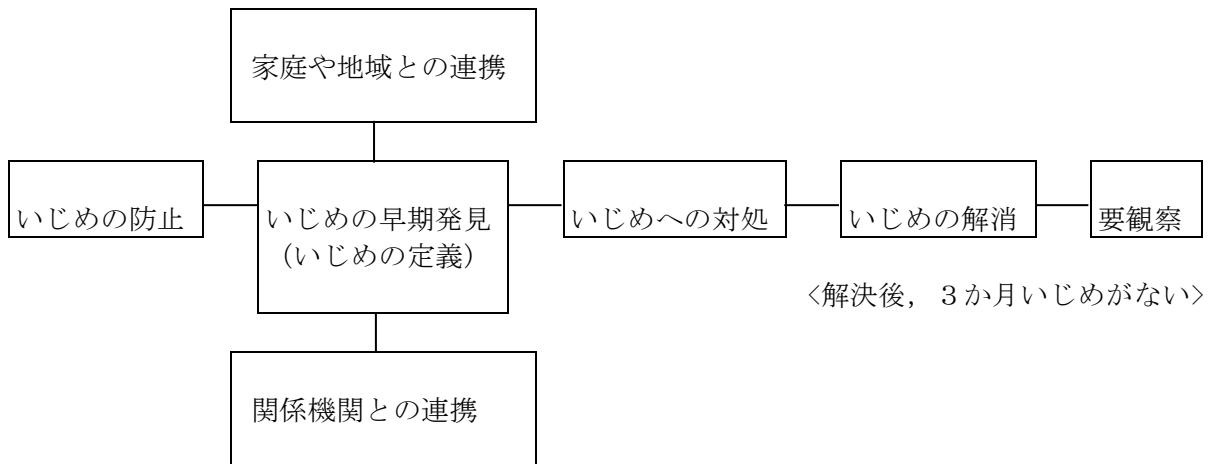
本校では、全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒対して行われているいじめに対してもこれを放置することがないように、全ての生徒にいじめについての理解を深めるとともに、全教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解することを旨として、いじめ防止等のための取組を行う。

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

いじめの解消の要件

- ①いじめにかかる行為が止んでいること
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
（被害生徒本人及び保護者に対して、面談等により、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。）



2 いじめの防止

(1) 学校・教職員の取組

(ア) 校内指導体制の確立

特定の教師が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に共通理解のもと、様々な問題へ対応できる一致協力した指導体制を構築する。

(イ) 教師の指導力の向上

国や県等が発行しているいじめに対するガイドブックを活用した研修を実施し、いじめに気づく力を高めるとともに、いじめに対する対応力の向上に努める。

(ウ) 取組の評価

「いじめ対策委員会設置のためのチェックリスト」や「生活アンケート」、「学校評価」等を活用し、定期的に評価を行い、教職員の意識の高揚を図る。

(2) 生徒への指導・支援

(ア) 生徒会活動の活用

生徒会活動(全校集会等)の中に、いじめに関する取組を位置づけ、生徒の意見を取り入れた主体的な自浄活動を推進する。

【西海中生徒会3モットー】

- ・一人一人が元気よくあいさつをする学校
- ・みんな仲良くいじめがない学校
- ・何事にも積極的に取り組む活気ある学校

(イ) 人権意識と生命尊重の態度の育成及び道德教育の充実

生徒の豊かな情操と道德性を養い、心の通う対人関係づくりができるよう、全ての教育活動を通して道德教育及び教育週間の諸活動、体験活動の充実を図る。

(3) 特別な配慮が必要な生徒への対応

発達障害も含み障害のある生徒、海外から帰国した生徒、LGBT及びその傾向にある生徒、震災等により被災し避難している生徒等については、保護者及び関係機関との連携を密にし、必要な指導・支援を継続する。

(4) 生徒・保護者等への啓発、連携

(ア) 保護者、地域、関係機関との連携

P T A活動の中に、いじめ問題等について研修する場を設け理解を深めるとともに、学校支援会議等を活用し、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの取組を推進する。

(イ) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

県や関係機関から外部講師を招き、メディア講演会などを開催し、教職員、生徒、保護者の意識啓発を図る。

3 いじめの早期発見

(1) いじめ調査の実施

いじめの早期発見のため、生徒、保護者を対象に定期的・必要に応じてアンケート調査を実施する。(原則毎月調査を行う。必要に応じて臨時で行う。)

(2) 教育相談の充実、関係機関等との連携による情報の収集

定期的に教育相談の機会を設けるとともに、スクールカウンセラーや心の教室相談員の活用を図る。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等、学校内外の専門家との連携を図る。

(3) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を行う。

4 いじめに対する措置

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

【構成員】 校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、(心の教室相談員)
(スクールカウンセラー)

【活動内容】 ・教育相談、アンケート調査に関すること
・いじめ事案への対応に関すること
・いじめ問題に関する生徒、教職員の理解を深めること

【会 期】 月1回開催(必要に応じて臨時開催もある)

(2) 対応

(ア) いじめの相談や調査に上がった場合は、早急に事実の確認を行う。その際、教職員一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、組織を中心に指導・支援体制を組み、組織的に対応する。

(イ) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止めさせ、再発の防止のためいじめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への継続的な助言を行う。いじめを受けた生徒を守るために、場合によっては保護者と連携を図りながら一定期間、別室で学習を行わせるなどの措置を講じる。

(ウ) 犯罪行為として取り扱われるべき重大ないじめについては、西海市教育委員会及び、西海警察署等と連携して対処する。

(エ) 集団への働きかけとして、いじめをはやし立てたり、黙って見ていたり、素知らぬふりをするなどの傍観者からいじめを抑止する仲裁者が現れるよう、また、誰かに相談できる勇気を持つことができるよう日頃から指導を行う。学校教育活動全体を通して、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(オ) いじめの行為が3か月止んでおり、当該生徒が苦痛を感じていない状況を面談等により確認し、いじめの解消とする。ただし、継続して観察し十分な注意を払う。

(3) 保護者等との連携

(ア) 保護者，地域，関係機関との連携

P T A活動の中に、いじめ問題等について研修する場を設けるとともに、学校支援会議等を活用し、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの取組を推進する。

(イ) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

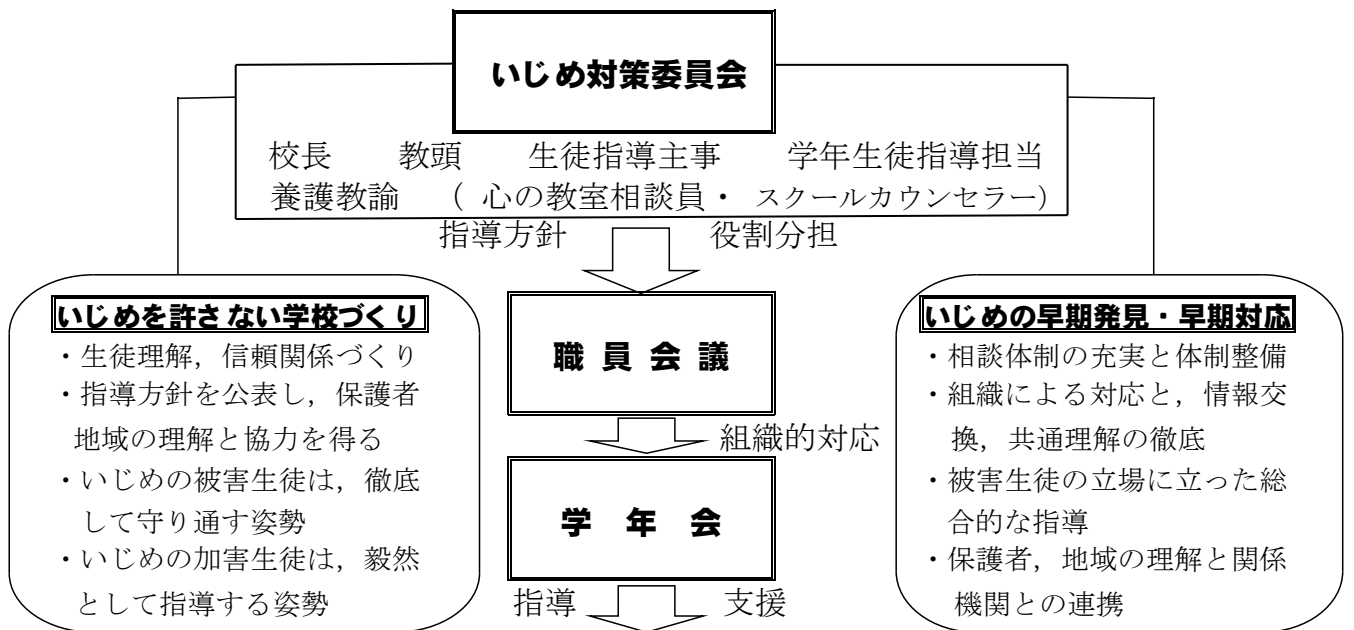
県や、関係機関から外部講師を招き、メディア講演会などを開催し、教職員，生徒，保護者の意識啓発を図る。

5 いじめに対する具体的な対応

		生徒に関わる対応	保護者に関わる対応・連携
(1) いじめの防止		<ul style="list-style-type: none"> ○いろいろな価値観や考えをもって人があることを理解させる。 ○正しい判断力を身につけさせる。 ○インターネット等の情報モラルについて意識啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭での防止策について、P T Aや様々な会合の折などを利用し、日頃から意識啓発を行う。 ○インターネット等のトラブルについて、情報発信を行う。
(2) いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○生徒が一人になったり、いつもと変わった様子がないか気を配る。 ○アンケート調査や、教育相談を定期的実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の家庭での様子について、変わったことがないか観察してもらい、些細なことでも、何かあったら学校に連絡してもらうようにする。
(3) いじめへの対応	被害生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺生徒からの聴き取りを行い、辛い気持ちに共感するとともに、解決に向け迅速に対応する。 ○休み時間、放課後等の見回りを行い、被害が継続しないようにする。 ○いじめの原因や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。 ○学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。 ○家庭での様子に注意してもらい、何かあったら連絡するよう伝える。
	加害生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○毅然とした態度で、いじめは許さないという姿勢で止めさせる。 ○生徒の変容に向け、いじめの原因や背景を突き止め、根本的な解決を図る。必要に応じて、関係機関との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○正確な事実関係を報告し、よりよい解決を図ろうとする想いを伝える。 ○事の重大さを認識してもらい、家庭での指導もお願いする。 ○今後の対応について、ともに協議し、具体的な助言をする。
	傍観生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを見て見ぬふりすることは、いじめに加担していることと同じであること、いじめられた側の苦しみを理解させる。 ○自らの意志で、勇気を持って行動することの大切さに気づかせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの定義やいじめに対する考え方を理解し、どんな場合でも傍観者になってはならないという気持ちを育ててもらおうよう、意識啓発を図る。

(4) 地域及び関係機関との連携	<p>○子どもたちが、常に地域から見守られているという安心感をもてるように、学校行事や地域の行事を通して連携を図るとともに、日頃から地域での声かけや安全確保の見守りを願います。</p> <p>○子どもの安全・安心にかかる様々な県や市、地域の関係機関との適切な情報交換による共通理解のもと連携を図り、いじめの防止・対応・対処を行う。</p>
------------------	---

6 いじめ防止のための体制



いじめの把握・関係者への対応

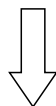
保護者	被害生徒	傍観者等	加害生徒	保護者
<ul style="list-style-type: none"> ○事実報告 ○生徒を絶対に守る姿勢を示す ○信頼関係を構築し、連絡体制を確立する 	<ul style="list-style-type: none"> ○受容：辛さや苦しさを十分に受け止める ○安心：具体的支援内容を示し、安心感を与える ○自信：良い点を認め励まし、自信を与える ○回復：人間関係の確立を目指す ○成長：自己理解を深め自立への支援をする ○心理的ケアを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ※自分の問題として考えさせ、絶対に許されない行為であることに気づかせる ○グループ等への指導 ○学級全体への指導 ○学年及び全校での指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○確認：事実関係、背景等を確認する ○傾聴：不満、不安等の訴えを十分に聞く ○内省：被害生徒の辛さに気づかせる ○処遇：課題解決のための援助を行う ○回復：体験活動等を通して所属感を高める ○心理的ケアを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○事実報告 ○心情の理解（怒り・不安） ○具体的な助言と信頼関係の構築を図り、今後の指導の協力を得る

学校 家庭 地域 市教育委員会 (相談機関, 警察 等)

相談機関等	「24時間子供SOSダイヤル」	0120-0-78310
	「親子ホットライン」	0120-72-5311

いじめへの対応

- いじめを受けていると本人・保護者・級友・地域等からの訴え
- 日常の観察・アンケート調査
- 相談機関等からの情報



- ・速やかに対応する。
- ・電話で指名された職員が不在の場合は、その旨を伝え、管理職と代わる。

情報キャッチャー

- ・訴えを真剣に、共感的に受け止める。
- ・訴え者の味方であることを知ってもらう。



- ・情報キャッチャーは速やかに訴えの概略を報告する。

担任・学年主任・生徒指導主事

報告
指示

校長・教頭

報告
指導

市教育委員会



- ・情報に基づき、事実の確認調査を指示する。

被害者からの事情聴取
加害者からの事情聴取

・何時・誰が・誰に対して・どのよ
うな方法で



- ・必要に応じて管理職も入る。

いじめ解決への指導

- ・事実関係を報告する。



関係保護者への連絡

校長・教頭



- 報告に基づきどう対応すべきか指示し、必要に応じて市教委へ報告する。
- 必要に応じ、緊急のいじめ対策委員会を開き、情報の共有、指導や対応の検討と支援を行う。
- 特に保護者への対応は誠意をもって迅速に行う。
- 情報提供者への報告が必要な場合もあり得る。



いじめ解消への指導

【いじめ解消の要件】

・いじめにかかる行為がやんでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が病んでいる状態が、少なくとも3か月経過しているものとする。

・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。